

Ⅲ

保険医療機関等に対する指導等の結果

1 保険医療機関等

健康保険法、国民健康保険法等に基づく保険診療を担当する機関として、厚生労働大臣が指定した保険医療機関、保険医、保険薬局及び保険薬剤師があります。

これらの機関等に対する診療報酬は、保険医等が保険医療機関等において健康保険法、医師法、医療法及び医薬品医療機器等法の規定並びに「療養担当規則」の規定を遵守し、医学的に妥当適切な診療を行い、「診療報酬点数表」に定められたとおりに請求を行っている場合に支払われます。

療養担当規則では、診療報酬請求の前提として、請求の根拠となる診療録（カルテ）が適切に記載されていることや、診療報酬明細書（レセプト）の傷病名と診療録（カルテ）の傷病名が一致していること等が求められています。

また、保険診療禁止事項として、無診察治療等、特殊療法・研究的診療等、健康診断、濃厚（過剰）診療、特定の保険薬局への患者誘導等が挙げられています。

東京都は、保険診療が適切に行われているかどうかを確認し、適切でない点があれば改善指導を行うため、保険医療機関等に対し個別指導等を実施しています。保険医療機関（医科、歯科）及び保険薬局に対する個別指導等は、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条に基づき実施しています。

また、柔道整復施術所に対する個別指導等は国通知に基づき実施しています。

(1) 医科

ア 令和3年度 指導実施状況

(ア) 個別指導

(単位：件)			
対象数 (a)	個別指導数 (b)	指摘機関等数	実施率 (b/a)
12,819	36	35	0.3%

※上記の指導数の内訳は、新規個別指導数29件（うち診療所28件、病院1件）、個別指導数7件（うち診療所7件）、特定共同指導は0件です。

(イ) 集団指導

参加数	主な内容
3,935	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険診療の取扱 ・ 診療報酬請求事務 ・ 過去の指導事例

※上記参加数の内訳は、集団指導（指定前講習会及び更新時を含む）2,695件、新規登録医の集団指導1,240件です。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部資料配付での対応を含みます。

指摘の具体事項例

➤ 診療に関する事項

- ◇ 診療録について、初診時の現病歴及び既往歴の記載が乏しい。
- ◇ 診療録について、医師による日々の診療内容の記載が乏しい。
- ◇ 長期にわたる急性疾患等の傷病名が認められた。
- ◇ 検査、投薬等の査定を防ぐ目的で付けられた医学的な診断根拠のない傷病名(いわゆるレセプト病名)が認められた。
- ◇ 外来管理加算について、患者からの聴取事項や診察所見の要点の診療録への記載がない。
- ◇ 特定疾患療養管理料について、治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点の診療録への記載がない。
- ◇ 在宅自己注射指導管理料について、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点について診療録への記載がない。
- ◇ 検査について、検査の必要性、結果及び結果評価を診療録に記載していない。
- ◇ 処置を実施したこと、部位、箇所数及び処置した範囲を診療録等に記載していない。

(厚生省令第15号第8条、第12条、第20条及び第22条)

➤ 請求事務等に関する事項

- ◇ 再診相当であるにもかかわらず、初診料を算定している。
- ◇ 検査料の算定誤りが見られる。
- ◇ 診療時間及び診療日の変更並びに保険医の異動(常勤、非常勤)について届出がされていない。
- ◇ 実際の診療録の内容と診療報酬明細書上の記載が異なる。
- ◇ 電子的に保存している記録の管理・運用について、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第0版(最新版)」に準拠していない。

(厚労告第59号、保医発0305第1号、厚生省令第15号第2条の3)

➤ 自主返還に係る事項

- ◇ 算定要件を満たさない特定疾患療養管理料の請求が見られる。
- ◇ 算定要件を満たさない診療情報提供料の請求が見られる。
- ◇ 算定要件を満たさない外来管理加算の請求が見られる。

(厚労告第59号、保医発0305第1号)

【根拠法令等】

* 厚生省令第15号

＝昭和32年4月30日厚生省令第15号「保険医療機関及び保険医療養担当規則」

* 厚労告第59号

＝平成20年3月5日厚生労働省告示第59号「診療報酬の算定方法」

* 保医発0305第1号

＝平成30年3月5日保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(2) 歯科

ア 令和3年度 指導実施状況

(ア) 個別指導

(単位：件)

対象数 (a)	個別指導数 (b)	指摘機関等数	実施率 (b/a)
10,539	9	9	0.1%

※上記の指導数の内訳は、新規個別指導数3件、個別指導数6件（診療所のみ6件）、特定共同は0件です。

(イ) 集団指導

参加数	主な内容
2,382	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険診療の取扱 ・ 診療報酬請求事務 ・ 過去の指導事例

※上記参加数の内訳は、集団指導（指定前講習会及び更新時を含む）2,320件、新規登録医の集団指導62件です。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部資料配付での対応を含みます。

指摘の具体事項例

➤ 診療に関する事項

- ◇ 診療録様式第一号（二）の1（診療録第1面）について、開始、終了年月日及び転帰についての記載がない。
- ◇ 診療録様式第一号（二）の2（診療録第2面）について、症状、所見、診療方針等の記載が不十分である。
- ◇ 初診料について、歯周病等の慢性疾患である場合等であって、同一の疾病又は負傷に係る診療が継続している場合に、算定できない初診料を算定している。
- ◇ 歯科衛生実地指導料について、歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。
- ◇ 歯科パノラマ断層撮影、歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。
- ◇ 有床義歯について、残根歯に対して適切な歯内療法及び根面被覆処置を行わずに残根上義歯を製作している。

（厚生省令第15号第8条、第22条等）

➤ **請求事務に関する事項**

- ◇ 診療報酬の請求に当たっては、審査支払期間への提出前に、必ず主治医自らが、診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。
- ◇ 保険診療について、保険医療機関は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険診療に努めること。
- ◇ 保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者、管理者、保険医として備えるべき知識の修得に努めること。

(厚生省令第15号第12条、第21条等)

➤ **自主返還に係る事項**

- ◇ 算定できない歯科初診料の請求が見られる。
- ◇ 算定要件を満たさない歯科疾患管理料の長期管理加算の請求が見られる。
- ◇ 算定要件を満たさない歯科衛生実地指導料の請求が見られる。

(厚労告第59号、保医発0305第1号)

【根拠法令等】

- * 厚生省令第15号
= 昭和32年4月30日厚生省令第15号「保険医療機関及び保険医療養担当規則」
- * 厚労告第59号
= 平成20年3月5日厚生労働省告示第59号「診療報酬の算定方法」
- * 保医発0305第1号
= 平成30年3月5日保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(3) 保険薬局

ア 令和3年度 指導実施状況

(ア) 個別指導

(単位：件)

対象数 (a)	個別指導数 (b)	指摘機関等数	実施率 (b/a)
6,750	37	37	0.5%

※上記の指導数の内訳は、新規個別指導数31件、個別指導数6件です。

(イ) 集団指導

参加数	主な内容
2,650	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険診療の取扱 ・ 調剤報酬請求事務 ・ 過去の指導事例

※上記参加数の内訳は、集団指導（指定前講習会及び更新時を含む）1,520件、新規登録医の集団指導1,130件です。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部資料配付での対応を含みます。

指摘の具体事項例
<p>➤ 処方せんの取扱いについて</p> <p>◇ 調剤済処方せんの「備考」欄又は「処方」欄に記載すべき、医師への照会事項、変更事項の記載が不適切である。</p> <p>（薬剤師法第26条、保険発第82号）</p>
<p>➤ 薬剤服用歴の記載等について</p> <p>◇ 薬剤服用歴の記録の記載が乏しい。</p> <p>◇ 薬剤服用歴の記録の第一面について、患者情報の追加・更新が行われていない。</p> <p>（厚生省令第16号第5条及び第10条、厚労告第59号、保医発0305第1号）</p>
<p>➤ 調剤内容について</p> <p>◇ 服薬指導が処方せんの受付けの都度、新たに収集した患者の情報等を踏まえて行われていない。</p> <p>◇ 薬剤服用歴の記録が前回処方へのチェックのみに使用されていて、患者指導に反映されていない。</p> <p>◇ 処方内容について、処方医への疑義照会が適切に行われていない。</p> <p>（厚生省令第16号第8条）</p>
<p>➤ 調剤報酬の請求について</p> <p>◇ 算定要件を満たさない薬剤服用歴管理指導料の請求が見られる。</p> <p>◇ 算定要件を満たさない特定薬剤管理指導加算の請求が見られる。</p> <p>（厚労告第59号、保医発0305第1号）</p>

【根拠法令等】

- * 薬剤師法
＝昭和35年法律第146号
- * 厚生省令第16号
＝昭和32年4月30日厚生省令第16号「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」
- * 厚労告第59号
＝平成20年3月5日厚生労働省告示第59号「診療報酬の算定方法」
- * 保険発第82号
＝昭和51年8月7日保険発第82号「診療報酬請求書等の記載要領等について」
- * 保医発0305第1号
＝平成30年3月5日保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(4) 柔道整復施術所

ア 令和3年度 指導実施状況

(ア) 個別指導

(単位：件)

対象数 (a)	個別指導数 (b)	指摘機関等数	実施率 (b/a)
5,869	2	2	0.03%

(イ) 集団指導

参加数	主な内容
492	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受領委任の取扱 ・ 療養費について ・ 療養費支給申請請求事務 ・ 過去の指導事例

※都内の新規施術管理者者を対象とし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資料配付で実施しました。

指摘の具体事項例	
<p>➤ 施術録の取扱いについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 負傷名・部位の記載がない。(略称等が使用されている。) ◇ 患者の主訴・症状経過の記載がされていない。(不備である。) ◇ 施術録に記載されている負傷名等が事実と相違するものが見られる。 ◇ 日毎の一部負担金の記載がない。 <p>(保発0524第2号)</p>
<p>➤ 療養費の支給申請書について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 行っていない後療(冷罨法、温罨法、電療)の申請が見られた。 ◇ 傾向的に3ヶ月毎に負傷部位が変わり、初検料から算定している申請が(多数)見られた。 <p>(保発0524第2号)</p>
<p>➤ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 一部負担金が適正に徴収されていない。 ◇ 領収証の交付が適切に行われていない。 <p>(保発0524第2号)</p>

【根拠法令等】

* 保発0524第2号

＝平成22年5月24日保発0524第2号「柔道整復師の施術に係る療養費について」

(5) はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術所

ア 令和3年度 指導実施状況

(ア) 集団指導

参加数	主な内容
709	<ul style="list-style-type: none"> ・受領委任制度の概要 ・療養費算定基準 ・療養費制度の概要 ・指導、監査

※都内の新規施術管理者者を対象とし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資料配付で実施しました。

(6) 保険診療に係る返還金

個別指導等を実施した結果、令和3年度に保険医療機関等から返還の申し出等があった額は、監査による返還指示額を含め、641,049,794円でした。

区分	件数（件）	金額（円）
国民健康保険	247	209,962,668
後期高齢	221	363,554,555
生活保護（医療扶助）等公費	316	67,532,571
計	784	641,049,794

※関東信越厚生局との合同指導による返還額を含みます。
合計件数は延べ数です。医療機関等数では301か所となります。

2 指定医療機関(生活保護法等)

生活保護法に基づく指定医療機関は、生活保護法による医療扶助のための医療を担当する医療機関です。

この指定医療機関に対する指導は、生活保護法第50条第2項に基づいて実施しています。

指導の目的は、被保護者に対する援助の充実と自立の助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることにあります。

指導形態は、一般指導と個別指導の2種類です。一般指導は、制度の周知徹底を図るため、診療所を対象に講習会形式により実施しています。

また、個別指導は、指導の対象となる指定医療機関を訪問して、個別に面接懇談方式により行っています。

指定医療機関のうち精神科を標榜する医療機関については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第63条に基づく自立支援医療（精神通院医療）の指導を併せて行っています。

(1) 令和3年度 検査実施状況

ア 個別指導

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、10医療機関のみに対し実施いたしました。

(単位：医療機関数)

種別	対象数 (a)	個別指導数 (b)	指摘数	実施率 (b/a)
病院	569	—	—	—
診療所	15,405	10	8	0.1%
計	15,974	10	8	0.1%

イ 一般指導

種別	参加数	主な内容
診療所	(医科) 1260 (歯科) 711	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の医療扶助における留意事項 医療扶助に関する事務の取扱い 診療報酬請求上の留意事項

※新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、オンライン（動画配信方式）により行いました。

(2) 主な指摘事項

指摘の具体事項例	指摘数※
<p>➤ 診療報酬の請求について</p> <p>◇ 算定要件を満たさない特定疾患療養管理料の請求が見られる。 ◇ 算定要件を満たさない悪性腫瘍特異物質治療管理料の請求が見られる。 ◇ 算定要件を満たさない運動器リハビリテーション料の請求が見られる。</p> <p>(厚労告第59号、保医発0304第1号)</p>	59
<p>➤ 診療関係記録の記載について</p> <p>◇ 特定疾患療養管理において、管理内容の要点の記載が不備である。 ◇ 傷病名の記載が不備である。 ◇ 診療毎の症状・所見の記載が不備である。</p> <p>(厚労告第59号、保医発0304第1号)</p>	51
<p>➤ 診療の状況について</p> <p>◇ リハビリテーションにおいて、標準的算定日数を経過する毎に対象疾患を変更している。 ◇ 検査結果が治療に反映されていない。</p> <p>(厚労告第59号、保医発0304第1号)</p>	13
<p>➤ 医療扶助の取扱いについて</p> <p>◇ 医療要否意見書の主要症状等の記載が不十分である。 ◇ 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無償交付していない。</p> <p>(厚告第222号、医療扶助運営要領、保発0304第2号)</p>	11
合計（延べ）	134

※指摘数は文書指摘のほか、口頭指摘を含む。

【根拠法令等】

- * 厚告第222号
 = 昭和25年8月23日厚生省告示第222号「指定医療機関医療担当規程」
- * 医療扶助運営要領
 = 昭和36年9月30日厚生省社会局長通知「生活保護法による医療扶助運営要領について」
- * 厚労告第59号
 = 平成20年3月5日厚生労働省告示第59号「診療報酬の算定方法」
- * 保医発0304第1号
 = 令和4年3月4日保医発0304第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
- * 保発0304第2号
 = 令和4年3月4日保発0304第2号「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」

(3) 指定医療機関に係る返還金

個別指導等を実施した結果、令和3年度に指定医療機関へ過誤調整した額は、767,190円でした。

種 別	レセプト点検件数	過誤調整を要するもの	
		件数	金額(円)
診療所	192	54	767,190

※過誤調整を要するものの件数は、レセプト点検件数です。医療機関数では8か所です。